



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略



3月20日(月)の「春分の日」は、家庭ごみと資源化物を平常どおり収集します。収集日にあたっていている地区のかたはお忘れなく。
環境都市推進課

☎(0888)5709

固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(888)5477
家屋担当 ☎(888)5479
償却資産担当 ☎(888)5480

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 ▶ 4月3日(月)から5月31日(水)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階)
縦覧できるかた ▶ 納税者、納税者と同居の親族(同一世帯に限る)、納

税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容) ▶ 土地価格

等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・評価額)、家屋価格等縦覧帳簿

(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額)

持ち物 ▶ 運転免許証など本人である

ことを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

*この制度は、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認するためのもので、趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 ▶ 4月3日(月)から通年(平日、午前8時30分～午後5時15分)

(駅東SCは午前9時～)

閲覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階)、

西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC。内容の説明や問い合わせは資産税課のみ

閲覧できるかた ▶

①納税義務者、納税義務者と同居の親族(同一世帯のみ)、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④固定資産の処分をする権利を有するかた

*閲覧できる内容は、①～④でそれぞれ異なります。

閲覧できるもの(内容) ▶ 固定資産課税台帳(所有者・所在・地番・地目・地積・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額・課税標準額・年税額など)

*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 ▶ ①のかたは、運転免許証など本人であることを証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

平成29年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(月)に発送予定です

75歳さいになったかたは
後期高齢者医療保険料の
特別徴収が始まります

4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送り

します。通知書に記載している保険料は、平成27年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。平成28年中の所得から算定される平成29年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象 ▶ 次のいずれも該当するかた
・介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

・昨年6月1日から10月2日までに75歳になったかた

■75歳になった時期と特別徴収が始まる時期

75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし開始月が異なります。

①昨年10月3日から12月2日まで

②昨年12月3日から今年2月2日まで

③今年2月3日から5月31日まで

④今年10月3日から今年12月2日まで

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(0888)5638



市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

4月16日(日)は全市一斉清掃



各町内会が主体となり、毎年4月第3日曜日(に)全市一斉清掃を行っています。道路や公園などの環境美化活動に参加し、住みよい地域づくりにご協力ください。実施の有無は各町内会で決定し、時間や清掃場所などは、各町内会からお住まいのみなさんへお知らせします。

事前の問い合わせは

- ◆ ボランティア袋、ごみの分別、収集方法など：環境都市推進課 ☎(0888)57709
- ◆ 不法投棄に関するお問い合わせ ☎(0888)57713
- ◆ 側溝清掃に関する土のう袋の配布、ふた上げ機の貸し出し ☎(0888)57751
- ◆ 公園清掃に関するお問い合わせ ☎(0888)57753
- ◆ その他一斉清掃全般に関するお問い合わせ ☎(0888)57705
- ◆ 各市民サービスセンターでも問い合わせに対応します
- ◆ 4月16日当日の問い合わせ ☎(0888)57705

…環境総務課

清掃用具の事前配布など

ボランティア袋と土のう袋の配布

配布期間▶3月21日(火)から4月14日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(平日) 配布場所▶市役所3階の環境総務課、東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、外旭川・上新城・金足の各地域センター、太平・下北手の各地区コミュニティセンター、北部公民館

側溝ふた上げ機の貸し出し

数に限りがあります。道路維持課へ事前にご予約ください。貸し出し、返却は、寺内の旧道路維持課で行います。

清掃後の連絡

ごみの収集▶集積所にごみ袋がすべて収まらない場合、環境都市推進課へご連絡ください。なお、放置自転車は最寄りの交番か警察署までご連絡ください

側溝清掃▶収集業務は当日から実施します

場所と個数を道路維持課へご連絡をためて置いてください。翌日以降、場所と個数を公園課へご連絡ください

収集は、いずれも2週間程かかります

冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を作成



介護保険制度以外のサービスやさまざまな支援(民間事業者、福祉協議会、各種団体などが提供するサービス)に関する情報を集めた冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」を作成しました。高齢のかただけでなく、離れて暮らしているお子さん、障がいのあるかた、子育て中のかたなどにも活用いただけます。

こんなときに便利♪

「お弁当の配達をお願いしたい」「外出時の付き添いをお願いしたい」「宅配サービスをしてもらえるスパーを探したい」「空き家の管理をお願いしたい」など

冊子の配布場所

- ▼長寿福祉課(市役所2階。同課ホームページでもご覧いただけます)
- ▼各市民SC
- ▼駅東SC
- ▼各地区コミュニティセンター
- ▼各地域包括支援センター など

問い合わせ

長寿福祉課 ☎(0888)56666

国民年金「学生納付特例制度」をご利用ください

国民年金には、在学期間の保険料を社会人になってから納付できる「学生納付特例制度」があります。申請が承認されると、承認期間は年金受給資格期間に算入されます。

対象▶大学、短大、専修学校などの在学生で、前年の所得が18万円(扶養家族がいる場合は1人につき38万円加算)以下のかた、または失業などの理由があるかた

持ち物▶年金手帳、学生証または平成29年4月1日以降に取得した在学証明書、印鑑、雇用保険受給資格者証など(会社などを退職して学生になられたかたのみ)

申請期間▶当該月により異なります

- ①平成27年4月～平成28年3月分は4月28日(金)まで
- ②平成28年4月～平成29年3月分は平成30年4月27日(金)まで
- ③平成29年4月～平成30年3月分は4月3日(月)から平成31年4月30日(火)まで

申請場所(平日)▶国保年金課(市役所1階、西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所)

問い合わせ

国保年金課 ☎(0888)56666